

熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項

(通則)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第96条第1項及び第2項の規定に基づき負担する県費負担金（以下「負担金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要項に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、法第48条の規定により設けられた熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）が行う次の事業を交付の対象とする。

(1) 後期高齢者医療給付費県費負担金

法第64条、第74条から第78条まで及び第82条から第85条までの規定に基づく給付又は支給（以下「療養の給付等」という。）

(2) 後期高齢者医療高額医療費県費負担金

法第93条第2項に規定する政令で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 後期高齢者医療給付費県費負担金

療養の給付等（法第67条第1項第3号の規定が適用される被保険者に対して行われる療養の給付等を除く。）に要した費用（以下「特定費用以外の費用」という。）の額から、法第58条第1項の規定に基づく損害賠償金の額、法第59条第1項の規定による徴収金の額、同条第3項の規定による返還金及び加算金の額、法第113条において地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3に規定する法律で定める歳入と

された法第 59 条第 1 項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他その費用のための収入の額の合計額（特定費用以外の費用に係るものに限る。以下「損害賠償金等の額」という。）を控除して得た額に、12 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 後期高齢者医療高額医療費県費負担金

当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうちウの額の合計額に、エ及びオの率の合計を乗じて得た額の 4 分の 1 に相当する額とする。

ア 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第 57 条第 1 項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）

イ 法第 58 条第 1 項に基づく損害賠償金の額、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金の額、同条第 3 項の規定による返還金及び加算金の額、法第 113 条において地方自治法第 231 条の 3 に規定する法律で定める歳入とされた法第 59 条第 1 項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他その費用のための収入の額の合計額

ウ アの額からイの額を控除した額が 80 万円を超えるものの当該超える部分の額

エ キの額の 12 分の 1 に相当する額をカの額で除して得た率

オ 法第 100 条第 1 項の後期高齢者負担率

カ 政令第 4 条第 1 項に規定する被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額の合計額

キ 負担対象額（カの額から法第 67 条第 1 項第 3 号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額を控除した額）

（交付の条件）

第 4 条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

- (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。

(交付申請)

第5条 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、別記第2-1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- (2) 第2条第2号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、別記第2-2号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第6条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更(軽微な変更は除く。)して追加交付申請等を行うときには、次により行うものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、別記第3-1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- (2) 第2条第2号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、別記第3-2号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第7条 この負担金の交付の決定は、次により行うものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業

知事は、負担金の交付申請及び変更交付申請がなされたときは、速やかに交付決定を行い、別記第4-1号様式又は別記第5-1号様式により通知するものとする。

- (2) 第2条第2号に掲げる事業

知事は、負担金の交付申請及び変更交付申請がなされたときは、速やかに交付決定

を行い、別記第4-2号様式又は別記第5-2号様式により通知するものとする。

(交付方法)

第8条 この負担金は、負担金の交付決定のあった日の属する年度中は概算払いにより交付し、負担金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 この負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、当該年度の事業が完了したとき又は第4条第2号により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別記第6-1号様式による報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第4条第2号により廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して30日を経過する日）までに知事に提出して行うものとする。

(2) 第2条第2号に掲げる事業

後期高齢者医療広域連合の長は、当該年度の事業が完了したとき又は第4条第2号により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別記第6-2号様式による報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第4条第2号により廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して30日を経過する日）までに知事に提出して行うものとする。

(負担金の額の確定)

第10条 この負担金の額の確定は、次により行うものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業

知事は、この負担金の額を確定したときは、後期高齢者医療広域連合の長に対し、別記第7-1号様式により速やかに通知するものとする。

(2) 第2条第2号に掲げる事業

知事は、この負担金の額を確定したときは、後期高齢者医療広域連合の長に対し、別記第7-2号様式により速やかに通知するものとする。

(書類の提出部数)

第 11 条 この要項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 部とする。

(その他)

第 12 条 後期高齢者医療広域連合の長は、特別の事情により第 3 条、第 5 条、第 6 条又は第 9 条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところにより行うものとする。

附 則

この要項は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 21 年 1 月 26 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 1 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

(元号) 年度熊本県後期高齢者医療給付費等負担金調書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

県			地方公共団体								備考	
歳出予算科目	交付決定額	負担率	歳 入			歳 出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費負担金相当額	支出済額	うち県費負担金相当額		

- (注) 1 「県」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付要項第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる事業名も記入すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記第2-1号様式

番 年 月 日
号

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 負担金申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) (元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金所要額調書 (別紙)
- (2) (元号) 年度歳入歳出予算 (見込) 書抄本

別記第 2 - 1 号様式の別紙

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金所要額調書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

	支出予定額 (A)	収入見込額 (B)	県費負担基本額 (A - B) (C)	県費負担所要額 (D)
1/12				

- (注) 1 A欄には、交付要項第3条第1号にいう特定費用以外の費用の額に係る支出予定額を記入すること。
2 B欄には、交付要項第3条第1号にいう損害賠償金等の額に係る収入見込額を記入すること。
3 D欄には、C欄の額に県費負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

別記第2-2号様式

番 年 月 日
号

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 負担金申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) (元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金所要額調書 (別紙)
- (2) (元号) 年度歳入歳出予算 (見込) 書抄本

別記第 2 - 2 号様式の別紙

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金所要額調書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

(単位：円)

支出予定額 (交付要項第 3 条第 2 号アに定める額の合計額) A		
高額医療費県費負担対象超過額 B		
収入見込額 (交付要項第 3 条第 2 号イの合計額) C		
県費負担基本額 (交付要項第 3 条第 2 号ウの額) D		
県 費 負 担 所 要 額	療養の給付等に要した費用の額 (交付要項第 3 条第 2 号カの額) E	
	負担対象額 (交付要項第 3 条第 2 号キ) F	
	$1 / 12 \times F \div E$ (交付要項第 3 条第 2 号エ) ※ 1 G	
	後期高齢者負担率 (交付要項第 3 条第 2 号才) ※ 1 H	
	G + H I	
	D × I ※ 2 J	
	J × 1 / 4 ※ 2 K	

Aについては、高額医療費県費負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。
Bの額については、交付要綱 3 (2)①の額のうち、80 万円を超える額の合計額を記入すること。

※ 1 小数点以下第 1 1 位未満は四捨五入すること。

2 1 円未満は切り捨てること。

別記第3-1号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号)年度後期高齢者医療給付費県費負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	_____	円
	〔内訳 負担金既交付決定額 変更後負担金所要額〕	金	_____	円
		金	_____	円

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

- (1) (元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金変更所要額調書(別紙)
- (2) (元号) 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

別記第 3 - 1 号様式の別紙

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金変更所要額調書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

	支出予定額 (A)	収入見込額 (B)	県費負担基本額 (A - B) (C)	県費負担所要額 (D)	既交付決定額 (E)	差引後追加交付 (一部取消) 申請額(D-E) (F)
1/12						

- (注) 1 A欄には、交付要項第3条第1号にいう特定費用以外の費用の額に係る支出予定額を記入すること。
 2 B欄には、交付要項第3条第1号にいう損害賠償金等の額に係る収入見込額を記入すること。
 3 D欄には、C欄の額に県費負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

別記第3-2号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号)年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	_____	円
	〔内訳 負担金既交付決定額 変更後負担金所要額〕	金	_____	円
		金	_____	円

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

- (1) (元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金変更所要額調書(別紙)
- (2) (元号) 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

別記第 3 - 2 号様式の別紙

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金変更所要額調書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

(単位：円)

支出予定額 (交付要項第 3 条第 2 号アに定める額の合計額) A		
高額医療費県費負担対象超過額 B		
収入見込額 (交付要項第 3 条第 2 号イの合計額) C		
県費負担基本額 (交付要項第 3 条第 2 号ウの額) D		
県 費 負 担 所 要 額	療養の給付等に要した費用の額 (交付要項第 3 条第 2 号カの額) E	
	負担対象額 (交付要項第 3 条第 2 号キ) F	
	$1 / 1.2 \times F \div E$ (交付要項第 3 条第 2 号エ) ※ 1 G	
	後期高齢者負担率 (交付要項第 3 条第 2 号才) ※ 1 H	
	G + H I	
	D × I ※ 2 J	
	J × 1 / 4 ※ 2 K	
既交付決定額 L		
差引後追加交付 (一部取消) 申請額 (K - L) M		

Aについては、高額医療費県費負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。

Bの額については、交付要綱 3 (2)①の額のうち、80 万円を超える額の合計額を記入すること。

※ 1 小数点以下第 1 1 位未満は四捨五入すること。

2 1 円未満は切り捨てること。

別記第4-1号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号)年度後期高齢者医療給付費県費負担金交付決定通知書

(元号)年 月 日付け第 号で申請のあった高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく(元号)年度後期高齢者医療給付費県費負担金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項(以下「交付要項」という。)第7条第1号の規定により通知します。

記

- 1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項第2条第1号に定める事業であり、その内容は(元号)年 月 日付け第 号申請書記載のとおりです
- 2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知します。

事業に要する経費	金	円
負担金の額	金	円
- 3 負担金の額の確定は、交付要項第3条第1号に定める交付額の算定方法により行います。
- 4 この負担金は、交付要項第4条に掲げる事項を条件として交付します。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要項第9条第1号に定めるところにより行わなければなりません。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

別記第4-2号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号)年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金交付決定通知書
(元号)年 月 日付け第 号で申請のあった高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく(元号)年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項(以下「交付要項」という。)第7条第2号の規定により通知します。

記

- 1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項第2条第2号に定める事業であり、その内容は(元号)年 月 日付け第 号申請書記載のとおりです
- 2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知します。

事業に要する経費	金	円
負担金の額	金	円
- 3 負担金の額の確定は、交付要項第3条第2号に定める交付額の算定方法により行います。
- 4 この負担金は、交付要項第4条に掲げる事項を条件として交付します。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要項第9条第2号に定めるところにより行わなければなりません。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

別記第5-1号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金変更交付決定通知書
(元号) 年 月 日付け第 号で交付決定した(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金について、(元号) 年 月 日付け第 号申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定しましたので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項(以下「交付要項」という。)第7条第1号の規定により通知します。

記

- 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項の第2条第1号に定める事業であり、その内容は(元号) 年 月 日付け第 号申請書記載のとおりです。
- 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	_____	円
うち今回増加額	金	_____	円
(今回減少額)			
負担金の額	金	_____	円
うち今回追加交付額	金	_____	円
(今回一部取消額)			
- この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

別記第5-2号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号)年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金変更交付決定
通知書

(元号)年 月 日付け第 号で交付決定した(元号)年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金について、(元号)年 月 日付け第 号申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定しましたので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項(以下「交付要項」という。)第7条第2号の規定により通知します。

記

- 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項の第2条第2号に定める事業であり、その内容は(元号)年 月 日付け第 号申請書記載のとおりです。
- 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	_____	円
うち今回増加額	金	_____	円
(今回減少額)			
負担金の額	金	_____	円
うち今回追加交付額	金	_____	円
(今回一部取消額)			
- この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

別記第6－1号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた標記について、次の関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 (元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金精算書 (別紙)
- 2 (元号) 年度歳入歳出決算 (見込) 書抄本

別記第 6 - 1 号様式の別紙

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金精算書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

	支出額 (A)	収入額 (B)	県費負担 基本額 (A - B) (C)	県費負担 所要額 (D)	県費負担金 交付決定額 (E)	県費負担 金受入額 (F)	県費負担金 受入未済額 (G)	県費負担金過不足額 (F - D)		県費負担金 精算 (見込) 額 (J)
								超過額 (H)	不足額 (I)	
1/12	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄については、支出額を記入すること。
 2 B欄の額については、以下の「損害賠償金等の状況」の合計欄の額と一致するものであること。
 3 D欄には、C欄の額に県費負担割合 (1/12) を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

○ 損害賠償金等の状況

区 分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

- (注) 「損害賠償金」欄には、法第 58 条第 1 項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第 59 条第 3 項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第 113 条において地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 3 に規定する法律で定める歳入とされた法第 4 章の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

別記第6－2号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(住所)

熊本県後期高齢者医療広域連合長

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた標記について、次の関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 (元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書 (別紙1)
- 2 (元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書 (過年度調整分) (別紙2)
- 3 (元号) 年度歳入歳出決算 (見込) 書抄本

別記第 6 - 2 号様式の別紙 1

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

(単位：円)

支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費 県費負担 対象超過額 (B)	収入額 (C)	県費負担 基本額 (B) - (C) = (D)	県費負担 所要額 (E)	県費負担 所要額 (過年度調整分) (F)	県費負担 所要額 (過年度調整後) (E) - (F) = (G)	県費負担金 交付決定額 (H)	県費負担 金受入額 (I)	県費負担金 受入未済額 (H - I) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

県費負担金過不足額 (I - G)		県費負担金 精算(見込)額 (M)
超過額 (K)	不足額 (L)	
円	円	円

- (注) 1 A欄については、高額医療費負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。
 2 B欄の高額医療費県費負担対象超過額とは、交付要綱 3 (2)①の額のうち、80 万円を超える額の合計額。
 3 C欄の額については、B欄に記入した額に係る収入とし、以下の「収入の状況」の合計欄の額と一致すること(現年度の支出分)。
 4 E欄には、D欄の額に「県費負担所要額算出のための率」のv欄を乗じて得た額に1/4を乗じて得た額を記入すること。(1円未満は切り捨てること)
 5 F欄には、過年度の支出に対する収納を当該年度において調定した場合に、対象となる過年度の精算書により差額を算出し記入すること。

○ 収入の状況(現年度支出分)

区 分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

(注) 「損害賠償金」欄には、法第 5 8 条第 1 項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第 5 9 条第 1 項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第 5 9 条第 3 項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第 1 1 3 条において地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 1 条の 3 に規定する法律で定める歳入とされた法第 5 9 条第 1 項の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

○ 県費負担所要額算出のための率

交付要綱 3 (2)⑥の額 i	交付要綱 3 (2)⑦の額 ii	交付要綱 3 (2)④ 1/12 × ii / i iii	交付要綱 3 (2)⑤ 後期高齢者負担率 iv	iii + iv v
円	円			

- (注) 1 i の欄は、当該年度における一般及び現役並の療養給付費から収入を控除した額とすること。
 2 ii の欄は、別紙 1 の県費負担基本額とすること。(現役並以外の療養給付費)
 3 iii と v の欄は、小数点以下第 1 1 位未満は四捨五入すること。

別記第 6 - 2 号様式の別紙 2

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書 (過年度調整分)

(熊本県後期高齢者医療広域連合)

(単位：円)

年度	支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費県費 負担対象超過額 (B)	収入額 (C)	県費負担 基本額 (過年度分調定後) (B) - (C) = (D)	県費負担 所要額 (過年度分調定後) (D) × V × 1/4 (E)	県費負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)	県費負担所要額 (過年度調整分) (F) - (E) = (G)

※過年度分の支出額から調定した収入を控除後、80万円を超えない場合には、高額医療費県費負担金の対象とならないので、(A)欄、(B)欄及び(C)欄に計上していた対象額から除いてください。

※(F)欄については、過年度の確定の額を記載すること。

○ 県費負担所要額算出のための率

○収入の調定額を控除した結果対象外となった額の合計額 (単位：円)

年度	交付要項 第3条(2)カの額 i	交付要項 第3条(2)キの額 ii	交付要項 第3条(2)エ 1/12 × ii / i iii	交付要項 第3条(2)オ 後期高齢者負担率 iv	iii + iv v
	円	円			

(A)から控除 した合計額	(B)から控除 した合計額	(C)から控除 した合計額

(単位：円)

県費負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)欄の合計	県費負担所要額 (過年度分調定後) (E)欄の合計	県費負担所要額 (過年度調整分) 合計額 (F)欄合計 - (E)欄合計

※(F)欄合計 - (E)欄合計の額を別紙 2 - 1 の県費負担所要額 (過年度調整分) (F)欄に計上すること。

別記第7-1号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金交付額確定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で交付決定した(元号) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金については、(元号) 年 月 日付け第 号事業実績報告に基づき、交付額を金 _____ 円に確定したので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項第10条の規定により通知します。

なお、精算不足分として、金 _____ 円を追加交付するので通知します。

(なお、超過交付となった金 _____ 円については、(元号) 年 月 日までに返還してください。)

別記第7-2号様式

番 号
年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

熊本県知事 氏 名

(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金交付額確定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で交付決定した(元号) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金については、(元号) 年 月 日付け第 号事業実績報告に基づき、交付額を金 _____ 円に確定したので、熊本県後期高齢者医療給付費等負担金交付要項第10条の規定により通知します。

なお、精算不足分として、金 _____ 円を追加交付するので通知します。

(なお、超過交付となった金 _____ 円については、(元号) 年 月 日までに返還してください。)